

2020年度保安対策指針の新規項目等について(案)

2020年3月4日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(以下「保安対策指針」という。)は、LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生したLPガス事故の原因、立入検査の結果等を踏まえ、液化石油ガス販売事業者及び保安機関(以下「LPガス販売事業者等」という。)が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等について具体策を提示し、自主的な取組を促すものである。

2020年度においては、以下の諸点を勘案し、LPガス販売事業者等に適切な対応を求めることとしたい。

1. 2020年度保安対策指針における新規項目

2020年度保安対策指針は、前年度の保安対策指針の内容を基本的に踏襲しつつ、新たに以下の項目を追加して、LPガス販売事業者等における取組を要請する。

3. 事故防止対策(下線部は2020年度新規)

(1)～(2)略

(3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

① 供給管・配管の事故防止対策

(ア)～(ウ)略

(エ) 供給管・配管の工事を行う際は、締付トルクの管理を行い、工事後は法令に則り気密試験・漏えい試験を確実に実施すること。トルク管理にはトルクレンチを使用することが望ましい。またシールテープとシール剤を併用すると低トルクでもねじ込み過ぎとなるおそれがあるので注意すること。

4. 自然災害対策(下線部は2020年度新規、変更箇所)

(1)「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(2012年3月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)及び「LPガス災害対策マニュアル」(2013年3月経済産業省及び高圧ガス保安協会、2019年9月改訂)を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施すること。また、地震、水害等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置を徹底すること。特に、各地方公共団体(自治体)において発表されているハザードマップを確認・把握し、津波、河川氾濫等による浸水、水害の恐れがある地域に所在するLPガス消費者世帯においては、大規模水害によるガス容器の流出防止に備えた対策を重点的に講じる

こと。

(2) ～ (3) 略

(4) 災害発生後のLPガス供給の早期復旧復興に備え、LPガス販売事業者等は予め顧客情報、設備情報、LPガス保安に関する情報についてクラウド等を活用するなど、情報の保全に努めること。

以上、上記新規項目を踏まえ、2020年度保安対策指針(案)を別紙のとおり策定する。

2. 保安対策指針の実効性を高める取組(2014年度より継続)

今後、より一層、保安対策指針の実効性を高め、自主保安活動の取組の促進を図る観点から、以下の点について取り組むこととする。

(1) 行政機関による連携等の促進

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、事故防止への対策、法令違反への対応、自然災害対策への取組等について共有するとともに、立入検査について、LPガス販売事業者等の所管が行政機関によって異なる場合にあっては、可能な限り関係する行政機関が合同して検査を実施する。なお、立入検査に際しては、必要に応じて供給設備等の現場確認を実施する。

(2) LPガス販売事業者等の自主保安活動の把握等

LPガス販売事業者等の自主保安活動の取組の促進を図る観点から、行政機関は、所管のLPガス販売事業者等に対し、自主保安活動チェックシートの利用の把握に努めるとともに、特に一般消費者等に起因する事故撲滅の観点から同チェックシートの活用を促進させる。

3. 事故撲滅等のための更なる取組

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、2020年度中に死傷者を伴うLPガス事故が発生した場合には、事故原因、法令違反の有無等を調査するとともに、必要に応じて再発防止策、横展開を講じるなど所要の措置を講ずる。